

令和8(2026)年度第3期共同利用型基盤に係るシステム設計・開発業務委託及び機器賃貸借公募型プロポーザルに関する質問回答

栃木県経営管理部行政改革ICT推進課

No	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領 2 業務概要 (4) 提案上限額および別表評価基準	「AWSクラウドサービス利用料明細」に記載する費用は、提案上限額及び評価基準に記載の提案価格に算入されない認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領 3 参加資格(9)、(10)	受注実績が分かる記載があれば契約金額は控えさせても宜しいでしょうか。	問題ありません。
3	実施要領 3 参加資格 (9)、(10) 4 プロポーザル実施の手続	「プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の点に留意して参加表明書（別記様式2）、参加資格確認書（別記様式3）及び類似業務実績確認書（別記様式4）を作成し、提出すること。また、併せて上記3(9)及び(10)の取得を証する書類の写しを添付すること。」とありますが、取得を証する書類の写しとは契約書の写しとの理解で宜しいでしょうか。また、(9)の案件管理・導入業務に関しては、業務が未完了（遂行中）でも問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、遂行中の業務でも記載いただいて問題ありません。
4	実施要領 4 プロポーザル実施の手続 (4) 参加表明書の提出 I 参加辞退	参加表明書等提出後の辞退届提出期限である5月13日（水）17時以降に万が一辞退せざるを得ない状況となった場合、どのような手続きが必要でしょうか。また、期限後の辞退により、指名停止等のペナルティを受ける可能性はありますでしょうか。	避けられない状況や事情により期限以降に辞退せざるを得ない状況になった場合、ペナルティを課すことはありませんが、実施要領4(4)Iに記載の方法により、すみやかに提出してください。
5	実施要領 4 プロポーザル実施の手続 (7) 企画提案書の提出 I 提出部数及び提出形式	企画提案書そのもの（電子データ／紙媒体）には参加者名が類推できるものは記載しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施要領 4 プロポーザル実施の手続 (7)企画提案書の提出 オ ファイル形式	企画提案書の電子データ提出に際して、ファイル容量が5MBを越える想定です。弊社ではファイル転送サービスがないため、貴県でお使いのサービスがあれば企画提案書提出時に使わせていただけますでしょうか。	本県のサービスの利用が可能です。 利用希望する場合には、参加表明書を提出する際にその旨をお伝えください。

No	該当箇所	質問内容	回答
7	実施要領 4 プロポーザル実施の手続 (7)企画提案書の提出 カ 提出物 (イ)機器賃貸借費用及び機器明細	費用は機器明細単位で記載する必要がありますでしょうか。 記載する場合は、買取費用、賃貸借費用のどちらを記載すればいいでしょうか。	機器賃貸借費用については、機器明細単位で記載してください。 また、提案にあたり必要な賃貸借費用を記載してください。
8	実施要領 4 プロポーザル実施の手続き (7)企画提案書の提出 カ 提出物 (イ)機器賃貸借費用及び機器明細	(イ)機器賃貸借費用及び機器明細 に関してVイムウェア株式会社栃木県担当より見積を取得することとありますが、ご担当者の連絡先をご教示いただけますでしょうか。	提案者において、直接Vイムウェア株式会社の公式な窓口や販売パートナー等から栃木県担当者に連絡してください。
9	実施要領 4 プロポーザル実施の手続き (7)企画提案書の提出 カ 提出物 (エ)AWSクラウドサービス利用料明細	クラウド利用料見積の前提条件、精算方法、契約上の扱いをご提示いただけますでしょうか。	前提条件については、実施要領(7) 企画提案書の提出(ウ)(エ)に記載のとおりです。 精算方法及び契約上の扱いについては、実施要領(7) 企画提案書の提出(ウ)に記載のとおり、パブリッククラウド環境は受託者が提供することを前提としておりますので、現時点では確定しておらず、受託候補者が決定した後、協議し確定させることを想定しています。
10	実施要領 5 審査方法 (1)審査基準	設定価格は消費税及び地方消費税を含みますでしょうか。	含みません。
11	仕様書 P.4 1 調達案件の概要 (2) 調達の背景	パブリッククラウド環境はAWSとしていますが、その他のパブリッククラウド（Azure、OCIなど）は検討対象となりますか。	検討対象になりません。
12	仕様書 P.7 1 調達案件の概要 (6) 全体スケジュール等	稼働初期支援の範囲について、常駐有無、問合せ受付方法、対応時間帯の想定はありますでしょうか。	現時点では確定していません。 稼働初期支援の範囲等については、受託者の提案に基づき設計工程において確定させることを想定しています。

No	該当箇所	質問内容	回答
13	仕様書 P.7 1 調達案件の概要 (6) 全体スケジュール等	運用・保守授業者は別調達とのことですが、令和9（2027）年度に公募型プロポーザルがなされる見込みでしょうか。また、その場合その実施時期の想定はございますでしょうか。	令和9（2027）年11月1日からの運用に支障をきたさないタイミングでの調達を想定しています。
14	仕様書 P.7 1 調達案件の概要 (6) 全体スケジュール等	受注後の社会情勢の変化により機器の納入が遅延することが明らかになった場合、納入の期限や機器、及び作業スケジュールの変更は調整可能でしょうか。	機器及び作業スケジュールの変更については、本業務の履行に支障をきたさない範囲において、本県と協議の上で調整することは可能と考えています。
15	仕様書 P.8 2 本基盤に求める要件 (2) 既存基盤システム（第2期基盤システム）の構成（参考）	下記ソフトウェアのバージョンをご教示ください、 仮想サーバ管理ソフト：VMware vCenter Server Standard for vSphere 仮想サーバソフト：VMware vCloud Suite Standard 仮想ネットワークソフト：VMware NSX for vSphere Enterprise ウイルス対策ソフト：Trend Micro Deep Security Enterprise Suite データベースソフト：Oracle Database Standard Edition 2 システム監視ソフト：System Answer G3	（セキュリティ上の観点から質問者との個別対応）
16	仕様書 P.10 3 作業の実施内容に関する事項 (1) 基本要件	外部システム側で必要となる作業のうち、受託者側で対応すべき範囲と、各管理者側で対応する範囲をより具体的にご提示いただけますでしょうか。	本基盤の設計・構築、共通機能の整備・設定並びに外部システムとの接続・連携の作業及びその調整等は受託者側で対応し、外部システム自体の改修や設定変更等は各外部システム管理者が対応することを想定していますが、外部システムの内容や構成を確定することができないため、本基盤の設計・開発工程において個別に協議・決定することを想定しています。
17	仕様書 P.10 3 作業の実施内容に関する事項 (1) 基本要件	「また、事前に影響調査を実施し、これらのシステム及び業務に影響を与えてしまう作業を検知した場合は速やかに本県へ報告すること。」とありますが、事前に実施すべき影響調査について、第2期基盤システム上で稼働しているすべての業務システムにおけるスペック・搭載OS等を整理、一覧化し、それらに対して影響がないかを確認する、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	仕様書 P.10 3 作業の実施内容に関する事項 (1) 基本要件	「パブリッククラウド環境（AWS）への移行方式は仮想マシンの再構築を想定している。」と記載がありますが、VMwareからAWSへのVtoV（Virtual-to-Virtual）移行は行わないという認識で合っていますでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	該当箇所	質問内容	回答
19	仕様書 P.14 3 作業の実施内容に関する事項 (7) 環境構築・単体テスト	「当該作業に係る第2期基盤運用・保守事業者の作業手番を最小限とするために最大限尽力し、必要な情報採取ツールの作成・動作検証や作業手順書の作成を実施した上で、第2期基盤運用・保守事業者に作業依頼すること。」とありますが、第2期基盤に対する何らかの調査を行う際に第2期基盤運用・保守事業者に作業依頼する場合、その役務費は本受託の見積に含めるという理解で宜しいでしょうか。	第2期基盤運用・保守事業者の作業手番を最小限とするため、受託者が事前に情報採取ツールの作成、動作検証及び作業手順書の作成等を行うことを求めています。当該調査において上記が履行されていると認められている限り、第2期基盤運用・保守事業者に依頼する作業に係る役務費は発生しませんので、見積に含める必要はありません。
20	仕様書 P.17 3 作業の実施内容に関する事項 (7) 環境構築・単体テスト	「単体テストにて、不具合が発生した場合には、本県へ報告するとともに、原因の究明を行い、不具合がなくなるまでテストを実施すること。」とありますが、単体テスト工程でのテスト結果NGは、結合テスト前に是正措置で解消していれば良いと考えますが、貴県に報告とはどのようなレベルの不具合を想定されておりますでしょうか。	設計内容の見直しが必要となる不具合及び他機能や他システムへの影響が想定される不具合等を想定しています。
21	仕様書 P.18 3 作業の実施内容に関する事項 (8) 結合テスト	「プラットフォーム診断」は貴県の費用負担で実施でしょうか。それとも受託者の費用負担で実施でしょうか。	受託者の費用負担による実施を求めています。
22	仕様書 P.18 3 作業の実施内容に関する事項 (8) 結合テスト	脆弱性診断の対象範囲、実施回数、是正対応範囲、再診断要否について、想定条件はありますか。	仕様書2(8)結合テストにおいて、脆弱性診断の対象範囲は受託者が設計・構築することとしていることから、想定条件は定めていません。
23	仕様書 P.21 3 作業の実施内容に関する事項 (9) 総合テスト	「関係者が多いことから、受託者が主体となって関係者との調整を実施するなど、総合テストを推進すること。」と記載がありますが、受託者が主体とはなりませんが、直接他システム構築・運用事業者とやり取りするのではなく、貴県が間に入り他システム構築・運用事業者に連絡を取る体制と理解してよいでしょうか。	仕様書5(4)その他条件として、関係者との連絡窓口は本県が実施することとしており、3(9)総合テストの項においても同様の理解としてください。
24	仕様書 P.21 3 作業の実施内容に関する事項 (9) 総合テスト	「なお、総合テストでは、機能面の確認だけでなく、性能テスト、障害回復テスト等、非機能要件面での仕様を満たしていることを確認するテストも実施すること。」とありますが、業務システム部分（構築・運用事業者様の構築範囲）の性能テストは業務の運用に足る性能が得られているかが趣旨のテストと理解しています。この点については、業務システム担当職員（構築・運用事業者）様に主体者として実施いただき、その結果に基づき受託者が改善対応を行うという対応で問題ないでしょうか。	総合テストは、機能面の確認に加え、性能テストをはじめ構築したシステムが非機能面での仕様を満たしていることを確認するためのものであることから、実施の主体は受託者としています。一方で、性能テストにおける動作確認やテスト結果の確認・評価に当たっては、業務システム担当職員と連携して進めることを想定しています。

No	該当箇所	質問内容	回答
25	仕様書 P.23 3 作業の実施内容に関する事項 (11)移行	「移行対象データを分析し、データ・クレンジング等の加工作業が必要であるか確認の上、結果について基盤担当職員に報告すること。」 とありますが、スナップショットやデータストアに格納されているisoデータなどの仮想基盤の機能で確認可能なデータが対象であり、各仮想マシンにログインしなければ確認できないデータについては対象外の理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	仕様書 P.23 3 作業の実施内容に関する事項 (11) 移行 仕様書 P.14 3 作業の実施内容に関する事項 (7)環境構築・単体テスト 表3-1及び表3-2	「移行対象データを分析し、データ・クレンジング等の加工作業が必要であるか確認の上、結果について基盤担当職員に報告すること。」 とありますが、データ移行について、移行ツールの用意・提供は受託者として対応を想定しています。 しかし、実際のデータ移行について、移行対象データの分析や移行処理前後の差異確認などは業務システム担当職員（構築・運用事業者）様の実施でなければ結果が担保できないと考えます。 役割分担のデータベースについて、受託者は、主体者◎及び確認者●ではなく、支援者△として、問題ないでしょうか。	本業務は移行後のシステムにおいてデータの正確性・完全性を担保するための作業であり、データ移行を含むシステム構築の一部として、受託者が主体となり、作業することを求めています。 併せて、作業に当たっては業務システム担当職員と連携して進めることを想定しています。 よって、クラウド環境構築及びオンプレミス環境構築に当たってのデータベースの役割分担は、受託者を主体者に、業務システム担当職員を支援者として役割分担することを想定しています。
27	仕様書 P.25 3 作業の実施内容に関する事項 (12) 工事	「現時点では、データが保存されている機器は、本県職員立ち合いのもと、物理的又は磁氣的に破壊した後、データ消去証明書を提出することとしている。」 とありますが、本条の“機器”はオンプレミス機器を指す理解でよいでしょうか。パブリッククラウド環境（AWS）上の論理リソース（EBS/S3等）にも適用されますか。AWSについては立ち合いによる物理破壊確認が不可と考えられるため、データ消去証明書に類する資料の提示のみの対応を想定しています。	本条の「機器」については、お見込みのとおりです。 なお、本仕様書に記載している撤去時のルールは現時点のルールであるため、撤去時のルールが変更となった場合には変更後のルールに従ってください。
28	要件定義書 P.10 2 機能要件定義 2.1 機能に関する事項 (1) 本基盤のクラウド環境における機能要件	クラウド環境に構築する対象サーバ、データベース、ロードバランサ等の詳細一覧をご提供いただけますでしょうか。	本基盤は段階的なクラウドリフトを前提としており、各業務システムの構成については設計・開発工程以降に本県及び各業務システム担当職員と個別に調整することを想定していることから、現時点では確定しておらず、要件定義書3.14移行に関する事項中表3-13のとおり規模の見込みを提示していますが、一覧を提示することはできません。
29	要件定義書 P.10 2 機能要件定義 2.1 機能に関する事項 (1) 本基盤のクラウド環境における機能要件	各クラウドリソースの想定スペック、台数、冗長構成有無、利用予定リージョン、利用サービス一覧は確定していますでしょうか。	想定スペック及び冗長構成については要件定義書2.1機能に関する事項、利用予定リージョンについては要件定義書3.2システム方式に関する事項に記載のとおりですが、台数や利用サービスは確定していません。

No	該当箇所	質問内容	回答
30	要件定義書 P.10 2 機能要件定義 2.1 機能に関する事項 (1) 本基盤のクラウド環境における機能要件	クラウド再構築移行対象サーバ種別、データベース、ロードバランサ等について、個別要件や利用業務の一覧はありますでしょうか。	クラウド再構築移行は各業務システムの更改に合わせ、システム構成を変更することがあるため、現時点では確定しておりません。 各業務システム構築・運用事業者がクラウド上で再構築移行を行うためのクラウド環境の割り当てに必要な情報は、設計・開発工程以降に本県及び各業務システム担当職員と個別に調整し確定していく想定であることから、一覧を提示することはできません。
31	要件定義書 P.10 2 機能要件定義 2.1 機能に関する事項 (1) 本基盤のクラウド環境における機能要件 イ 仮想マシン	「仮想マシンインスタンスが利用するブロックストレージについて、HDDかSSDかを選択可能であること。また、業務システムの特性に合わせ、ストレージアクセス性能を選択可能なこと。」とありますが、パブリッククラウド環境（AWS）ではブロックストレージについてHDD/SSD共に品目がありますが、データ領域のみHDD/SSDが選択可能で、OS導入領域は必ずSSDとなります。 これは現在のサービス仕様となりますが、問題ないでしょうか。	サービスの仕様であることを示していただければ問題ありません。
32	要件定義書 P.12 2 機能要件定義 2.1 機能に関する事項 (1) 本基盤のクラウド環境における機能要件 ク ネットワーク	「庁内LANと本基盤のクラウド環境を接続する閉域網回線（以下「クラウド接続回線」という。）は、別の調達により、回線事業者から調達予定である。ただし、当該クラウド接続回線をクラウド環境に接続するための仮想ネットワークの設計・実装は、基盤設計・開発業務受託者が実施すること。なお、クラウド接続回線は自治体3層ネットワーク構成によるルーティング方式で調達を予定し、各回線は信頼性確保のためデュアルロケーションによる接続方式とする。」とありますが、この場合、クラウド接続回線が開通しオンプレミス環境と通信可能となる時期はいつ頃になりますでしょうか。	クラウド接続回線の開通は、令和8（2026）年12月頃を予定しています。
33	要件定義書 P.12 2 機能要件定義 2.1 機能に関する事項 (1) 本基盤のクラウド環境における機能要件 ク ネットワーク	「特定通信等、自治体3層ネットワークをまたいだ業務システム間の連携通信が発生することも考慮すること。」とありますが、今回導入するスイッチではセグメント間での通信要件は定義せず別事業者様FW等でネットワーク分離を行う認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	要件定義書 P.18 2 機能要件定義 2.1 機能に関する事項 (2) 本基盤のオンプレミス環境における機能要件 ケ ロードバランサ	「ロードバランサは冗長構成とすること。」 「ロードバランサライセンスについては34台分用意すること。」 とありますが、ロードバランサは冗長構成とした結果として、34台という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	該当箇所	質問内容	回答
35	要件定義書 P.22 2 機能要件定義 2.5 外部インターフェースに関する事項 (1) 外部システム連携先	外部接続先ごとの通信要件、疎通先、ポート、プロトコル、DNS 要件、証明書要件をご提示いただけますでしょうか。	(セキュリティ上の観点から質問者との個別対応)
36	要件定義書 P.23 3 非機能要件定義	仮想マシン、総データ量、業務バックアップデータについて、システム別内訳はありますでしょうか。	秘密保持誓約書を提出し、かつ、本県が参加資格を有することを認めた者に対して、ご質問の情報が記載された「別添2_クラウド環境に構築するサーバ (IaaS・PaaS) の要件【秘密】」を提供します。なお、システム名を明示しないなど一定の制約があります。また、別添2は現在稼働している第2期基盤を利用する業務システムの状況を参考にして設定した仮の要件であることにご留意ください。
37	要件定義書 P.49 3 非機能要件定義 3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4)ソフトウェア構成	必須ソフトウェアのうち、別調達・流用・持込となるものの責任分界点をご提示いただけますでしょうか。	必須ソフトウェアについては、受託者側で調達することを想定しており、調達者側の責任において対応してください。
38	要件定義書 P.49 3 非機能要件定義 3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4)ソフトウェア構成	調達不要とされているライセンスについて、実際の利用条件や準備時期をご提示いただけますでしょうか。	調達不要としているライセンスは、既に県がライセンスを保有しており、当該ライセンス上の利用規約に反しない限り利用できます。
39	要件定義書 P.57 3 非機能要件定義 3.14 移行に関する事項	移行対象となる業務システム一覧、対象仮想マシン一覧、OS、ミドルウェア、データ量、依存関係をご提示いただけますでしょうか。	秘密保持誓約書を提出し、かつ、本県が参加資格を有することを認めた者に対して、ご質問の情報が記載された「別添2_クラウド環境に構築するサーバ (IaaS・PaaS) の要件【秘密】」を提供します。なお、システム名、ミドルウェア、依存関係を明示しないなど一定の制約があります。また、別添2は現在稼働している第2期基盤を利用する業務システムの状況を参考にして設定した仮の要件であることにご留意ください。
40	要件定義書 P.57 3 非機能要件定義 3.14 移行に関する事項	オンプレミスへ移行する対象とクラウドへ再構築移行する対象のシステム別振り分けは確定していますでしょうか。	現時点では確定していませんが、要件定義書3.14移行に関する事項にクラウドへ再構築移行をする想定システム規模を記載しておりますので、そちらをご参照ください。

No	該当箇所	質問内容	回答
41	要件定義書 P.62 3 非機能要件定義 3.15 引継ぎに関する事項	運用保守事業者の調達時期、参画時期、引継ぎ開始時期は確定していますでしょうか。	現時点では確定していませんが、令和9（2027）年11月1日からの運用に支障をきたさないタイミングを想定しています。
42	要件定義書 P.62 3 非機能要件定義 3.15 引継ぎに関する事項 (3)引継ぎ対象	引継ぎ対象となる運用項目、教育対象者数、教育回数、ハンズオン要否はありますでしょうか。	現時点では確定していません。引継の手法等については、受託者の提案に基づき設計工程において確定させることを想定しています。